

# 特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
9	地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長野県は、県税の賦課徴収における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

長野県が情報システムに関する基本を示すために定めた「長野県情報セキュリティポリシー」に基づき、情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するための対策を講じている。

## 評価実施機関名

長野県知事

## 公表日

令和6年9月25日

# Ⅰ 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税法等に基づく県税の賦課徴収事務
②事務の概要	<p>○地方税法（昭和25年法律第262号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち県税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの。具体的な事務の内容は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>納税者からの申告及び届出等による課税管理業務 （個人事業税、不動産取得税、自動車税（環境性能割・種別割）、狩猟税、軽油引取税等）</li><li>収納及び課税の情報による収納、還付、充当等を行う収入管理業務</li><li>滞納者情報による催告書等の送付や滞納処分を行う滞納整理業務</li><li>納税者の宛名情報（基本宛名、課税別宛名）の管理を行う宛名管理業務</li></ol> <p>※ 納税者からの申告・届出又は調査により課税し、納税通知書等を送付するとともに、納税者が納付した税金を県の歳入として受け入れ、納付額が課税額より多い場合は超過額を還付、納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は督促を行った後、滞納処分を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>納税者から提出される申告書等を受け付け、確認を行う。</li><li>関係機関等からの情報により、申告書等の確認を行う。</li><li>必要に応じて、納税者や申告書等の内容について調査を行う。</li><li>①～③により課税した内容について、納税者に納税通知書を送付する。</li><li>①～③により決定した減免決定について、納税者に減免通知書等を送付する。</li><li>納税者が納付書により納付したことについて、金融機関からの収入済通知書により確認する。</li><li>納付額が課税額より多い場合は、納税者に還付通知書を交付の上、超過額を還付する。</li><li>納税者からの納税証明書交付申請書を受け付け、確認を行う。</li><li>⑧に係る納税証明書を納税者に交付する。</li><li>納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、納税者に督促状を送付する。</li><li>督促した納税者から納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、催告書の送付や滞納整理（財産調査・処分等）を行う。</li></ol>
③システムの名称	税務電算システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、国税連携システム

## 2. 特定個人情報ファイル名

税務電算システムデータベースファイル

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下、「番号法」という。）第9条第1項 別表の項番24</p> <p>○番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条</p>
--------	--

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt; 選択肢 &gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	<p>○番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の項番49</p> <p>○番号法第19条第8号に基づく主務省令第50条</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	長野県総務部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁西庁舎 1階 長野県行政情報センター T E L : 026-235-7060 (直通) FAX : 026-235-7370  上記の他、県内10箇所の地域振興局行政情報コーナー <a href="http://www.pref.nagano.lg.jp/kokai/kensei/tokei/johokokai/teikyo/joho-center/index.html">http://www.pref.nagano.lg.jp/kokai/kensei/tokei/johokokai/teikyo/joho-center/index.html</a>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁 4階 長野県総務部税務課税務電算係 T E L : 026-235-7052 (直通)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 30万人以上 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満 (任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び全項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [ ] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ] 接続しない（入手） [○] 接続しない（提供）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	II - 1 ・ 2 いつの時点の計数か	平成27年3月31日	平成28年3月31日	事後	評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	I - 7 請求先	上記の他、県内10箇所の地方事務所行政情報コーナー	上記の他、県内10箇所の地域振興局行政情報コーナー	事後	組織変更に伴う記載の変更であるため、重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	II - 1 ・ 2 いつの時点の計数か	平成28年3月31日	平成29年3月31日	事後	評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更には該当しない。
平成30年4月1日	I - 5 -②所属長名	税務課長 荻原 浩文	税務課長 丸山 信秀	事後	人事異動に伴う形式的な記載の変更であるため、重要な変更には該当しない。
平成30年4月1日	II - 1 いつの時点の計数か	平成29年3月31日	平成30年3月31日	事後	評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更には該当しない。
平成30年4月1日	II - 2 いつの時点の計数か	平成28年3月31日	平成30年3月31日	事後	評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更には該当しない。
平成31年4月1日	I - 5 -②所属長名	税務課長 丸山 信秀	税務課長	事後	様式変更による変更のため

平成31年4月1日	II - 1 いつの時点の計数か	平成30年3月31日	平成31年3月31日	事後	評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更該当しない。
平成31年4月1日	II - 2 いつの時点の計数か	平成30年3月31日	平成31年3月31日	事後	評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更該当しない。
平成31年4月1日	IV - 1	—	基礎項目評価書及び全項目評価書	事後	様式変更による変更のため
平成31年4月1日	IV - 2	—	十分である	事後	様式変更による変更のため
平成31年4月1日	IV - 3 - 上段	—	十分である	事後	様式変更による変更のため
平成31年4月1日	IV - 3 - 下段	—	十分である	事後	様式変更による変更のため
平成31年4月1日	IV - 4	—	十分である	事後	様式変更による変更のため
平成31年4月1日	IV - 5	—	十分である	事後	様式変更による変更のため
平成31年4月1日	IV - 6	—	[○]接続しない (提供)	事後	様式変更による変更のため
平成31年4月1日	IV - 6 - 上段	—	十分である	事後	様式変更による変更のため
平成31年4月1日	IV - 7	—	十分である	事後	様式変更による変更のため
平成31年4月1日	IV - 8	—	[○]自己点検、[○]内部監査	事後	様式変更による変更のため
平成31年4月1日	IV - 9	—	十分に行っている	事後	様式変更による変更のため
令和1年10月1日	I - 1-②	1 (自動車税、自動車取得税)	1 (自動車取得税 (環境性能割・種別割))	事後	地方税法の改正に伴う税目の名称変更
令和3年9月1日	I - 4-②	○番号法第19条第7号	○番号法第19条第8号	事後	法改正に伴う号ズレの修正
令和6年9月25日	I - 3	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年5月31日法律第27号) (以下、「番号法」という。) 第9条第1項 別表第一の項番16 ○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年5月31日法律第27号) (以下、「番号法」という。) 第9条第1項 別表の項番24 ○番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	番号法改正に伴う別表の修正

令和6年9月25日	I -4-②	<ul style="list-style-type: none"> <li>○番号法第19条第8号 別表第二の項番28</li> <li>○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第21条</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の項番49</li> <li>○番号法第19条第8号に基づく主務省令第50条</li> </ul>	事後	番号法改正に伴う別表の修正
令和6年9月25日	II - 1 ・ 2 いつの時点の計数か	平成31年3月31日	令和6年4月1日	事後	評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更には該当しない。